

# 内部通報窓口制度のお知らせ

## 職場での悩みごと、一人で抱え込んでいませんか？



不正行為



セクハラ



パワハラ

●●（団体名）では、通報・相談の通報窓口として、外部窓口と内部窓口を設置しています。

## こんな場合に通報・相談してください

### 全ての職員と取引事業者が利用できます

全ての本法人の職員（社員）（役員、職員（社員）、嘱託職員、神戸市からの派遣職員、アルバイトなど、雇用形態は問いません。）、派遣労働者、退職者（退職1年以内）、本法人と取引を行っている事業者からの通報・相談を受付けます。

### 法令や内部規程に違反する行為、職場環境を害する行為が対象です

本法人の事務や事業のうち、団体の内部規律の維持や社会的評価に悪影響を与える問題があるもの全般が通報・相談の対象です。

（具体的には、談合、収賄、手当の不正受給、職務外での個人情報閲覧、パワハラ、セクハラ、その他法令や内部規程（就業規則等）、コンプライアンスに違反する行為 など）

※自己の利益を得ることや、第三者を誹謗中傷する目的とした通報・相談は違反通報となりますので、お受けできません。

## 安心して通報・相談ができます

### 外部の弁護士が対応します（外部窓口）

外部窓口は、本法人と利害関係のない外部の弁護士が対応しますので、職場の誰にも知らずに通報・相談ができます。同意なく、通報者の情報を本法人に伝えることはありません。

### 匿名での通報・相談も可能です（内部窓

通報の際は、氏名・団体名・所属を明らかにする必要がありますが、内部窓口への通報で希望される場合は、客観的かつ具体的な根拠を示すことで、匿名で通報を行うことができます。

### 通報・相談をしたことによる不利益取扱は受けません

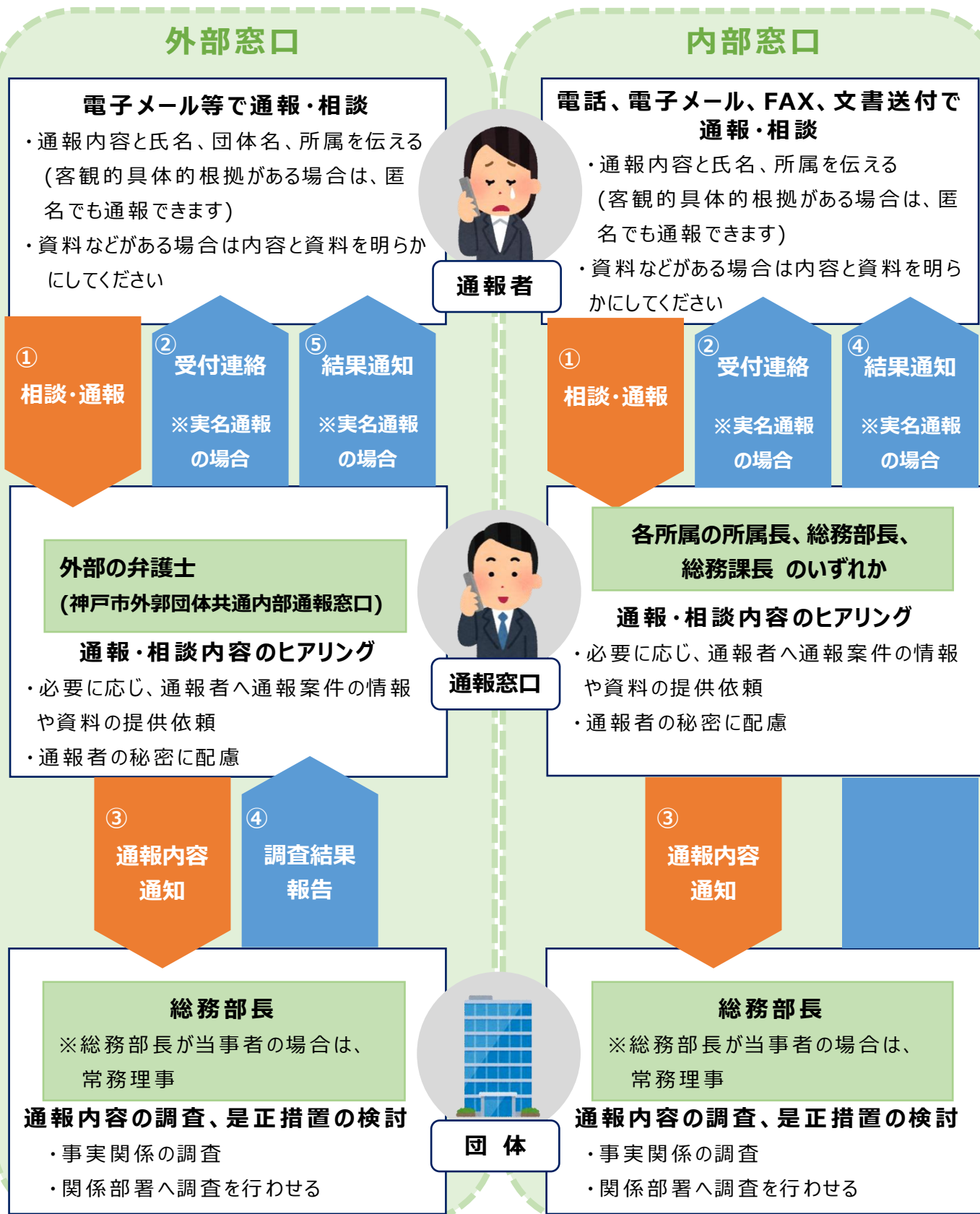
通報者は、通報・相談をしたことにより、本法人から不利益な取扱いを受けることはありません。

※違反通報の場合を除きます。

## 通報・相談の流れ

通報・相談は、2つの窓口（外部窓口・内部窓口）がございます。

通報・相談の際は、どちらをご利用いただいても結構です。



※神戸市外郭団体共通内部通報窓口への通報の状況は、外郭団体全体の不正防止・コンプライアンスの向上を目的として、通報者の個人情報等を除き、定期的に通報窓口より神戸市に報告されます。

## **通報・相談窓口の連絡先はこちら**

### **外部窓口**

#### **神戸市外郭団体共通内部通報窓口**

DT 弁護士法人 横手 章吾 弁護士 、 平賀 裕未 弁護士  
メール koeki@tohmatsumatsu.co.jp

※正確な内容把握のため、原則電子メールでの通報をお願いしています。

郵 送 〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9 階

DT 弁護士法人

電 話 03-6870-3300（平日 10:00～17:00）

### **内部窓口**

#### **各所属の所属長、総務部長、総務課長 のいずれか**

電 話 078-742-8721（受付時間平日 9:00～17:00）

郵 便 〒653-0036

神戸市長田区腕塚町 5 - 3 - 1 アスタくにつか 1 番館南棟 4 階

(公財)神戸国際コミュニティセンター総務課内部通報窓口

メール 各個人アドレス宛

※ご連絡の際には、神戸国際コミュニティセンターの内部通報である旨お知らせください。

※内部通報・相談は、文書・電話、電子メール又は面談（面談の場合は事前にアポイントが必要となります。）等、適切と思われる方法でお願いします。